

# HAPPY☆CYCLE プロジェクト情報発信事業 業務委託仕様書

## 1 業務名

---

HAPPY☆CYCLE プロジェクト情報発信事業業務委託

## 2 業務目的

---

ジェンダーギャップ（男女間格差）を解消し、誰もが家庭でも仕事でも活躍できる「令和モデル社会」の実現のため、先進的な取組を行っている企業の事例紹介や、働く女性のロールモデル、県で開催中の事業等について分かりやすく情報発信することで、県内全体に取組を水平展開し、機運を醸成することを目的とする。

## 3 業務期間

---

契約締結日から令和8年3月31日まで

※ウェブサイトの開設は、令和8年1月末までに実施するものとする。

## 4 業務内容

---

### 【1】ウェブサイト「Mie×Woman×Mirai」（仮）の作成

本業務は、ジェンダーギャップ（男女間格差）を解消し、誰もが家庭でも仕事でも活躍できる「令和モデル社会」の実現のため、必要な情報を効果的に発信するためサイトを構築し、運用するもので、以下の（1）～（7）に示す内容を満たすものを提案し、作成すること。

また、サイト完成後、（8）に示す内容として、サイトを周知するためのチラシを作成すること。

#### （1）ウェブサイトの制作

##### ア 基本方針

- （ア）あらゆる年齢の方が見やすく、魅力的なデザインとすること。
- （イ）ユニバーサルデザインについて十分配慮したものであること。
- （ウ）スマートフォン、タブレット等に対応したレスポンシブウェブデザインで作成すること。
- （エ）保守性、可用性、拡張性に優れたサイトとなるよう設計すること。
- （オ）「三重県情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」に則って構築を行うこと。なお、「三重県情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」については、契約後に提示する。

##### イ ページ構成等

- （ア）別紙「ウェブサイト基本構成案」を目安とするが、項目及び内容を追加してもよいこととし、アクセスした利用者が分かりやすく快適に情報を入力できるようなウェブサイト構成とすること。
- （イ）将来のコンテンツ項目の追加にも対応できるよう配慮すること。
- （ウ）トップページは、利用者が必要な情報を見やすく、分かりやすく、探しやすいデザインとすること。
- （エ）著作権の使用は、受託者が著作権者の許諾を得ること。なお、これに係る費用は受託者の負担とする。

##### ウ アクセシビリティ

三重県ウェブアクセシビリティ方針をふまえ、高齢者や障害者を含めて、誰もがウェブサイトで提供される情報や機能を支障なく利用できるよう、アクセシビリティを確保すること。

(参考) 三重県ウェブアクセシビリティ方針

<https://www.pref.mie.lg.jp/KOHO/HP/guide/index.htm>

#### エ サイトのセキュリティ対策

(ア) CMSの管理者画面は特定のIPアドレスのみがアクセスできるように対策を講じること。

(イ) 外部からの不正アクセスやデータ改ざん等の悪意ある行為を受けないよう継続的に対策を講じること。

(ウ) セキュリティ対策の作業手順(報告ルール等)を定め、不正アクセス等の異常が検知された場合は、速やかに県に報告し、対策を講じること。

(エ) サイト全体を常時SSL化すること。なお、SSL証明書を県で取得することも可能。

#### オ その他留意事項

(ア) ウェブサイト作成の際は、Wordpressにより新たなページ作成や更新、修正作業等が容易に行えるようにすること。また、データ入力の際に、ファイル(JPEG、GIF、PDF形式等)を添付してアップロードできるようにすること。またページの所定の位置からそれらのファイルを表示、ダウンロードできるようにすること。

(イ) 特定のブラウザの固有機能に依存しないように留意し、パソコン及びスマートフォン等で使用可能な最新のブラウザでウェブサイトを表示できること。なお、下記ブラウザの新バージョンがリリースされた場合、対応を行うこと。

・Microsoft Edge ・Firefox ・Safari ・Chrome ・Mobile Safari

(ウ) 必要に応じ、公開後のページについて、軽微な修正(テキスト・画像の修正、ファイルの入れ替え等)をできるようにすること。

(エ) 県において、アクセス件数の把握、アクセスログ管理が容易にできるように設定すること。

(オ) 閲覧数が増加するよう、SEO対策をするなど工夫すること。ただし、スパム行為など検索エンジン会社のルールに反することは行わないこと。

(カ) ウェブサイトの正式な公開前に、外部からアクセスできないようにすること。

(キ) ウェブサイトについては、以下の内容を満たすよう構築すること。

・同時アクセス人数が1000人対応であること。

・レスポンス時間は3秒以内であること。

・年間稼働率が99.9%以上であること。

・データ量が5割増しとなっても対応できること。

(ク) サイトの一般公開前に、動作・内容について事業者で確認し、県に報告すること。

#### (2) ウェブサイト公開用のサーバの選定

サーバ環境等について三重県の担当者と協議した上で、受託者がクラウドまたはサーバを調達し、安全にホームページを公開できるものを使用すること。なお、レンタルでも可とする。

#### (3) ドメインの取得

県の指定したドメイン(pref.mie.lg.jp)のサブドメインを利用すること。

(4) ウェブサイト運用保守

ア マニュアルの作成

作業手順等を記載したマニュアルを作成すること。また、必要に応じ、職員が行う更新作業のサポートを行うこと。

イ 対応

(ア) 操作方法の問い合わせに電話またはメール等で対応し、対応時間は平日 9 時 30 分から 17 時とすること。

(イ) セキュリティパッチ等のセキュリティ対策を行うこと。

(ウ) 障害があった場合は、迅速に復旧する等の対応を行った上で、その原因と対応、今後の対策について報告書を提出すること。

(5) ウェブサイトの構築及び動作確認

ア ウェブサイト構築の仕様が分かるような設計書（ドキュメント等）を作成すること。

イ ウェブサイトの開設までに担当職員向けの CMS 操作講習会を行うこと。

(6) 契約期間終了後の引継ぎ

次年度以降のウェブサイトの保守管理については、委託事業者を競争入札等で決定することから、他の事業者も保守管理できる内容とし、必要な引継ぎを行うこと。

(7) その他

本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合、その都度、協議すること。

(8) サイト開設を周知するためのチラシ

サイトの開設を周知するためのチラシを作成し、A4 サイズ、片面、カラーで 1000 部印刷のうえ県に納品すること。

## 【2】コンテンツ作成

県内全体に「ジェンダーギャップを解消し、女性も男性も家庭でも仕事でも活躍できる職場環境作り」の機運を醸成するため、先進的な取組を行っている企業の事例紹介や、働く女性のロールモデルについてサイトに掲載するためのコンテンツを、以下の通り作成することとする。

(1) ロールモデルインタビュー

働く女性のモチベーション向上や、県内企業の魅力発信のため、県内企業・団体で管理職等として働く女性のロールモデル等のライフステージに応じたやりがいや働き方などを取材し、サイト内で紹介するための記事を作成すること。

ア 記事は 1 人につき A4 サイズ 1 枚程度でまとまる内容とする。

イ 取材するロールモデルは **5人以上**とし、選定は県と受託者の協議で決定する。

ウ 取材に係る調整は、基本的に受託者で行う。

### 【参考】

三重県 HP ロールモデルインタビュー

[https://www.pref.mie.lg.jp/katsuyaku/86881047005\\_00013.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/katsuyaku/86881047005_00013.htm)

## (2) 「トップの本気宣言企業」紹介

学生を含む若年層向けの県内企業の魅力発信や、より多くの県内企業における取組の推進を図るため、「トップの本気宣言」をした企業等の積極的な取組を取材し、サイト内で紹介するための記事を作成すること。

- ア 記事は1社につきA4サイズ1枚程度でまとまる内容とすること。
- イ 取材する企業は5社以上とし、選定は県と受託者の協議で決定する。
- ウ 取材に係る調整は、基本的に受託者で行う。

## 【3】インスタグラムの立ち上げ

ウェブサイト内のコンテンツに誘導し、取組の認知度を向上させるため公式インスタグラムを立ち上げるにあたり、以下の業務を実施することとする。

- (1) インスタグラム立ち上げに係る業務（プロフィール用クリエイティブ作成、各種設定等）
- (2) フォロワー数増加のための効果的な運用に係るコンサルティング  
(クリエイティブ作成、アドバイス等。投稿代行は含まない。)  
※ (2) については、インスタグラム立ち上げから3か月以上とする。

## 【4】ロゴマーク等の作成

- (1) 「輝くみえのミライ☆三重県会議」（旧：女性の活躍推進三重県会議）のロゴマークを、HPのバナー用と、印刷物（チラシや缶バッジ等）への掲載用の2つ作成すること。

※ロゴマークの作成にあたっては、デザインの異なる案を少なくとも2つ以上作成し、県と受託者の協議により決定する。

- ア ロゴマークの著作権は三重県に帰属するものとする。
- イ 納品物：ロゴマーク電子データ（HPバナー用、印刷物掲載用）

- (2) (1) で作成したロゴマークを使用し、「輝くみえのミライ☆三重県会議」の会員証（紙）を作成すること。

- ア 会員証は、はがきサイズ、カラー、片面印刷で **700枚** 作成すること。
- イ 700枚のうち600枚分については、県から提供する会員名簿（Excel）に基づき、会員番号と会員名を掲載した状態で印刷すること。
- ウ 700枚のうち100枚分については、会員番号・会員名が空欄の状態で作成すること。
- エ 納品物：番号・会員名入力済み会員証 600枚  
番号・会員名空白会員証 100枚

## 5 打合せ

---

- (1) 受託者は、本業務を施行するに当たり委託者と綿密な打合せを実施し、正確かつ誠実に業務を行わなければならない。
- (2) 少なくとも月1回は打合せを行い、事業の進捗及び作業内容の説明・協議等を行うこと。
- (3) 受託者は打合せの都度、委託者と受託者が相互に共通の認識が図られるよう、適切な資料及び議事録を作成・提出し、委託者及び受託者において保管するものとする。
- (4) 打合せは対面形式以外にも、オンライン形式等も考慮して実施し、打合せに必要な費用は契約金額に含むこと。

## 6 納品物品

---

(1) システム運用マニュアル	書類 1 部、電子媒体 1 部
(2) ウェブサイトコンテンツデータ	電子媒体 1 部
(3) ウェブサイト設計書	電子媒体 1 部
(4) ウェブサイト周知チラシ	1000 枚、電子媒体 1 部
(5) ロゴマーク	電子媒体 1 部
(6) 会員証	700 枚、電子媒体 1 部
(7) 委託業務実績報告書	書類 1 部、電子媒体 1 部
(8) その他県が指示するもの	電子媒体 1 部

## 7 全体留意事項

---

- (1) 契約の日から起算して5営業日以内に、業務の推進体制、役割分担、スケジュールその他業務実施について定めた「業務実施計画書」を委託者に提出し、承認を受けたうえで業務に取り掛かること。
- (2) 原則として、県と合意した「業務実施計画書」に従って作業を実施すること。
- (3) 業務の遂行にあたり、業務計画書の内容に変更が必要となる場合は、県と協議し、「業務実施計画書」を再提出の上、承認を得ること。
- (4) OA機器、机、椅子及び電話等の事務環境は、必要なものを受託者が用意すること。また、環境整備、作業場所（委託者が提供する場合を除く。）及び電話等の通信費等委託業務実施に要する一切の費用は、全て受託者の負担とする。
- (5) 本業務により新たに生じた著作権については、すべて三重県に帰属するものとする。また、受託者は、本業務の実施のために必要な第三者の著作権・肖像権については、事前に書面にて許諾を取得するとともに三重県にその旨を書面により報告すること。
- (6) 本業務を処理するための個人情報及び三重県の機密事項の取扱いについては、本業務のみに利用するものとし、契約期間中又は契約終了後を問わず第三者に漏洩しないこと。
- (7) 受託者は、個人情報の取り扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (8) 本業務において想定される脅威を整理し、契約後に示す「三重県電子情報安全対策基準（情報セキュリティポリシー）」を順守して業務を行うこと。当該ポリシーに接触する行為又は事象が発生した場合や、そのようなおそれがある場合は、県に報告を行い、支持のもと速やかに対応すること。
- (9) 本仕様書に記載のない事項で必要な事項については、速やかに三重県まで連絡し、協議の上、決定すること。
- (10) 業務完了後、1年以内に受託事業者の責めに帰すべき事由による障害等が発生した場合は、速やかに是正措置を講ずるとともに、これに要した費用はすべて受託事業者の負担とする。
- (11) 受託者は、業務の履行にあたって、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
  - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - (ウ) 委託者に報告すること。
  - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (12) 受託者が、(11)の(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約から

の暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

## **8 環境への配慮事項**

---

業務にあっては、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）の「会議運営」の判断の基準を満たすこととする。

基本方針URL

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>